

学校法人電子開発学園 役員報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人電子開発学園（以下「法人」という。）寄附行為第38条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、役員としての職務遂行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員に対しては報酬、役員退職金を支給する。役員退職金については別途定める。
- (2) 非常勤の役員に対しては報酬を支給する。

2 役員は報酬を辞退することができる。

(報酬額の算定方法)

第4条 常勤の役員（法人寄附行為第6条第1項第1号、及び第2号に掲げる理事を除く）の報酬月額は別表第1のとおりとし、各役員の報酬月額は報酬俸給表のうちから理事会において決定する。

- 2 常勤の役員（法人寄附行為第6条第1項第1号、及び第2号に掲げる理事）は、法人教職員給与規程に定める給与の他、役員報酬として月額10万円を支給する。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日に支給する。ただし、支給日が土曜日又は法定休日に当たる時は、その前日に繰り上げて支給する。

- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
- 3 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 常勤の役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 常勤の役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 非常勤の役員が職務の執行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 常勤の役員が、月の中途に就任、退任、又は解任する場合の報酬については、日割で計算し支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(雑則)

第10条 この規程の運用について必要と認める場合は、細則を理事長が定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、令和2年3月31日付にて学校法人電子開発学園役員報酬規程を廃止する。

別表第1 常勤役員報酬俸給表

金額：万円

	理事長	常務理事	理事・監事	号俸	理事長	常務理事	理事・監事	号俸	理事長	常務理事	理事・監事
	月額	月額	月額		月額	月額	月額		月額		
1	100.0	90.0	55.0	51	164.5	115.5	70.6	101		148.2	90.6
2	101.0	90.5	55.3	52	166.1	116.1	70.9	102		148.9	91.0
3	102.0	90.9	55.6	53	167.8	116.6	71.3	103		149.7	91.5
4	103.0	91.4	55.8	54	169.4	117.2	71.6	104		150.4	91.9
5	104.1	91.8	56.1	55	171.1	117.8	72.0	105		151.2	92.4
6	105.1	92.3	56.4	56	172.9	118.4	72.4	106		151.9	92.9
7	106.2	92.7	56.7	57	174.6	119.0	72.7	107		152.7	93.3
8	107.2	93.2	57.0	58	176.3	119.6	73.1	108		153.5	93.8
9	108.3	93.7	57.2	59	178.1	120.2	73.5	109		154.2	94.3
10	109.4	94.1	57.5	60	179.9	120.8	73.8	110		155.0	94.7
11	110.5	94.6	57.8	61	181.7	121.4	74.2	111		155.8	95.2
12	111.6	95.1	58.1	62	183.5	122.0	74.6	112		156.6	95.7
13	112.7	95.6	58.4	63	185.3	122.6	74.9	113		157.3	96.2
14	113.8	96.0	58.7	64	187.2	123.2	75.3	114		158.1	96.6
15	114.9	96.5	59.0	65	189.0	123.8	75.7	115		158.9	97.1
16	116.1	97.0	59.3	66	190.9	124.5	76.1	116		159.7	97.6
17	117.3	97.5	59.6	67	192.8	125.1	76.4	117		160.5	98.1
18	118.4	98.0	59.9	68	194.8	125.7	76.8	118		161.3	98.6
19	119.6	98.5	60.2	69	196.7	126.3	77.2	119		162.1	99.1
20	120.8	98.9	60.5	70	198.7	127.0	77.6	120		162.9	99.6
21	122.0	99.4	60.8	71	200.7	127.6	78.0	121		163.7	100.1
22	123.2	99.9	61.1	72	202.7	128.2	78.4	122		164.6	100.6
23	124.5	100.4	61.4	73	204.7	128.9	78.8	123		165.4	101.1
24	125.7	100.9	61.7	74	206.8	129.5	79.2	124		166.2	101.6
25	127.0	101.4	62.0	75	208.8	130.2	79.6	125		167.0	102.1
26	128.2	102.0	62.3	76		130.8	79.9	126			102.6
27	129.5	102.5	62.6	77		131.5	80.3	127			103.1
28	130.8	103.0	62.9	78		132.1	80.8	128			103.6
29	132.1	103.5	63.2	79		132.8	81.2	129			104.1
30	133.5	104.0	63.6	80		133.5	81.6	130			104.7
31	134.8	104.5	63.9	81		134.1	82.0	131			105.2
32	136.1	105.0	64.2	82		134.8	82.4	132			105.7
33	137.5	105.6	64.5	83		135.5	82.8	133			106.2
34	138.9	106.1	64.8	84		136.2	83.2	134			106.8
35	140.3	106.6	65.2	85		136.8	83.6	135			107.3
36	141.7	107.2	65.5	86		137.5	84.0	136			107.8
37	143.1	107.7	65.8	87		138.2	84.5	137			108.4
38	144.5	108.2	66.1	88		138.9	84.9	138			108.9
39	146.0	108.8	66.5	89		139.6	85.3	139			109.5
40	147.4	109.3	66.8	90		140.3	85.7	140			110.0
41	148.9	109.9	67.1	91		141.0	86.2	141			110.6
42	150.4	110.4	67.5	92		141.7	86.6	142			111.1
43	151.9	111.0	67.8	93		142.4	87.0	143			111.7
44	153.4	111.5	68.2	94		143.1	87.5	144			112.2
45	154.9	112.1	68.5	95		143.8	87.9	145			112.8
46	156.5	112.6	68.8	96		144.6	88.3	146			113.4
47	158.0	113.2	69.2	97		145.3	88.8	147			113.9
48	159.6	113.8	69.5	98		146.0	89.2	148			114.5
49	161.2	114.3	69.9	99		146.7	89.7	149			115.1
50	162.8	114.9	70.2	100		147.5	90.1	150			115.6

別表第2 非常勤役員の報酬

非常勤役員	月額
理事長	300,000円
理事	100,000円
監事	100,000円